

平成 26 年度岡山県計画に関する 事後評価

**平成 27 年 6 月
岡山県
令和 2 年 1 月（追記）**

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 地域医療ネットワーク基盤整備事業	【総事業費】 56,785 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	これまで、自らが保有する電子カルテや画像等の診療情報を公開する病院に対して設備整備を行っているが、診療所や保険薬局からも情報開示が行える環境を新たに整備し、双方向の医療情報連携を可能とし、医療機関等の情報の共有を更に促進する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 双方向の医療情報連携の有効性を検討するための調査を予定していたが、同時期に総務省が実施したモデル事業により、調査の目的である医療情報連携の有効性が確認できたことから、実施しなかった。</p> <p><平成 27 年度> 総務省のモデル事業では県内の一部の地域で実証実験を行ったことから、県内全域における双方向事業の方向性を新たに検討した。</p> <p><平成 28 年度> システムの方向性や仕組みを検討する会議体を設置し、具体的な構築に向けた検討を行い、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を行った。</p> <p><平成 29 年度> 平成 28 年度に引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。</p> <p><平成 30 年度> これまでに引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。 アウトカム指標：平成 30 年度システム設置件数 21 件</p>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性 レセコンのデータを使い情報を双方向で共有することにより、地域医療の質の向上や、地域包括ケアの構築に寄与することができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 情報をネットワークで共有することにより、転院時などの問い合わせ回数を減らすことができ、効率的に業務を遂行することができる。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 9,498 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	○県内全域をカバーする歯科往診に関する県民ニーズへの対応	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整 ○歯科相談への対応 ○訪問治療機器の貸し出し <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整 ○歯科相談への対応 ○訪問治療機器の貸し出し ○評価会議の開催 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整 ○歯科相談への対応 ○訪問治療機器の貸し出し ○評価会議の開催 <p><平成 29 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整 ○歯科相談への対応 ○訪問治療機器の貸し出し ○評価会議の開催 <p><平成 30 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整 ○歯科相談への対応 ○訪問治療機器の貸し出し ○評価会議の開催 	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>歯科往診サポートセンターを設置することで、県内のどこに住んでいても歯科往診に対する要望に対応できる体制が取れる。</p> <p>歯科往診機器の整備を図り、機器がないため往診ができないでいる歯科医師に対し、必要な時に機器を貸し出し、歯科診療を速やかに行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業は地域の状況に精通した地元歯科医師の協力が不可欠であり、これらの歯科医師が所属する県歯科医師会に委託しており、既存のネットワークを活用することでコストを削減しながら、効率的に事業を実施することができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.13】 在宅歯科往診普及センターの運営に係る事業	【総事業費】 3,802 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域包括ケアシステムの推進には在宅医療の整備が欠かせず、歯科往診を含め地域における歯科保健医療体制の整備や、地域での他職種との関係づくりを進め、在宅歯科医療への理解とその定着を図っていく必要がある。そのため、地区歯科医師会ごとに活動拠点となる普及センターを設置する。	
事業の達成状況	平成 30 年度においては、以下の事業を実施した。 ○地区歯科医師会に在宅歯科往診普及センターを設置（17か所）。 ○普及センターに歯科往診機器を配置し、必要とする歯科医師へ貸し出し。 ○歯科往診の周知のための媒体を作成し、地域住民、医療介護関係者への周知活動を行った。 ○在宅医療推進に向けての連携を図るための推進会議の開催。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>住民に近い地区歯科医師会へ、在宅医療連携に対応する在宅歯科往診普及センターを設置することで、歯科往診サポートセンターに登録していない地元の歯科医師も含めた地域の実情に精通した地元の歯科医師の協力が得られやすく、地域医療に貢献しているという意識が芽生えて、歯科往診に取り組むための意識の醸成が図れる。</p> <p>地区歯科医師会単位で実施することにより、市町村やケアマネ等の介護・福祉関係職との連携が図りやすくなることから、地域包括ケアシステムの推進に向けた協力体制が整備されることにつながる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業は地域の状況に精通した地区歯科医師会単位で実施しており、既存のネットワークを活用することでコストを削減しながら、効率的に事業が実施できた。</p>	
その他		